



荷主関係事業者等 各位

令和7年12月5日  
中部運輸局福井運輸支局

## 大雪等異常気象時の無理な運行指示は トラック・物流Gメンのは正指導の対象になります

福井県は冬期に積雪が集中する地域であり、積雪による交通障害がしばしば発生しています。令和3年1月7日からの大雪では、高速道路や国道などで大型車等の立ち往生、渋滞等が発生し、解消までに2日以上を要する事態となりました。

つきましては、トラック運転者の生命身体やお預かりした荷物を守るため、大雪等異常気象が予想される時には、別添「異常気象時における措置の目安」を参考に、以下の点について措置を講じて頂くようお願いします。なお、異常気象時の無理な運行指示は、トラック・物流Gメンのは正指導の対象となり得ることを申し添えます。

- ✓ 大雪等異常気象時による突発的な事象により、運送経路の変更や運送の中止などの必要が生じ、その原因となった事象がやむを得ないと認められる場合には、運送経路の変更等を認めていただきますよう、お願いします。
- ✓ 配送拠点に留置する在庫の積み増しや、予定されていた配送時間の前倒し、運送可能域内での物資の融通を行うことにより、トラック事業者への運送依頼を控える対応をご検討いただきますよう、お願いいたします。

### 異常気象時の運行指示

(例) 気象警報が出ているにもかかわらず運行指示をする

#### 異常気象時の運行指示の例

大雪警報や台風による警報が出ているのに運行を指示され、結局異常気象による輸送を継続できず、荷主から違約金を請求されるなどという例も。

これは当然違反原因行為です。



トラック・物流Gメンとは？ 通報窓口は[こちら](#)→



#### 【本件に関する問合せ先】

中部運輸局福井運輸支局 輸送・監査担当 加藤、高間 電話：0776-34-1602

# ドライバーの命と 大切な荷物を守るために! 異常気象時は運行中止も視野に…

台風等による異常気象時における無理な運行により、近年、事業用トラックの横転事故等が相次ぐなど、トラック運送事業の遂行に支障をきたす事案が散見されております。

台風等による被害発生が予測される場合には、国から示された「異常気象時における措置の目安」を基に、着荷主・発荷主等とも連携を図りつつ、ドライバーの命と大切な荷物を守るための行動の実践に取り組みましょう。

なお、安全な輸送を行うことができないと判断したにもかかわらず、荷主等に輸送を強要された場合、国土交通省のホームページに設置する「意見等の募集窓口」や、最寄りの地方運輸局又は運輸支局等にその旨通報する手段が設けられています。

## ⚠ 異常気象時における措置の目安 ⚡

気象状況	雨の強さ等	気象庁が示す車両への影響	輸送の目安*
降雨時 	20~30mm/h	ワイパーを速くしても見づらい	輸送の安全を確保するための措置を講じる必要
	30~50mm/h	高速走行時、車輪と路面の間に水膜が生じブレーキが効かなくなる(ハイドロブレーニング現象)	輸送を中止することも検討するべき
	50mm/h以上	車の運転は危険	輸送することは適切ではない
暴風時 	10~15m/s	道路の吹ききしの角度が水平になり、高速運転中では横風に流される感覚を受ける	輸送の安全を確保するための措置を講じる必要
	15~20m/s	高速運転中では、横風に流される感覚が大きくなる	
	20~30m/s	通常の速度で運転するのが困難になる	輸送を中止することも検討するべき
	30m/s以上	走行中のトラックが横転する	輸送することは適切ではない
降雪時 	大雪注意報が発表されているときは必要な措置を講じるべき		
視界不良(濃霧・ 風雪等)時 	視界が概ね20m以下であるときは輸送を中止することも検討するべき		
警報発表時 	輸送の安全を確保するための措置を講じた上、輸送の可否を判断するべき		

\* 輸送を中止しないことを理由に直ちに行政処分を行うものではないが、国土交通省が実施する監査において、輸送の安全を確保するための措置を適切に講じずに輸送したことが確認された場合には、「貨物自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について(平成21年9月29日付け国自安第73号、国自貨第77号、国自整第67号)」に基づき行政処分を行う。

出典：国土交通省自動車局貨物課長達達

※この目安は令和2年2月28日現在。